

Q&A よくあるご質問

Q1：電子申請とは何ですか？

→ 従来は紙で窓口へ提出して頂きましたが、オンラインでの申請・補正を行うものです。窓口に向く必要がないため、24時間、ご自宅や事務所から手軽に申請できます。

Q2：電子申請は誰でも利用できますか？

→ システムを利用するには、弊社での登録が必要ですので、まずはご相談ください。
なお、建築物の確認申請のうち、**4号建築物・型式認定建物以外**の建築物、消防同意を要する建築物（以下「要消防同意建物等」という。）については、弊社における業務環境の進展等に応じて順次、受付を拡大させて頂く予定ですので、予めご了承ください。

Q3：どのような物件が利用できますか？

→ 申請対象は、原則として下記のものが利用できます。

- ・ 確認申請（建築物・工作物・昇降機）
- ・ 軽微な変更届
- ・ 計画変更届
- ・ 検査申請（中間・完了・仮使用等）

上記に係る弊社への提出物（現場写真、補足資料等）等につきましては、別途、作成及び電子申請又は書類でのご提出等をお願いすることがあります。

なお、電子システムを利用した事前審査につきましては、今回の申請対象の拡大に伴い、本申請に準じた取扱いとさせて頂きますので、予めご了承ください。

Q4：システム利用上の注意点はありますか？

→ 登録時には「IGCLOUD キー」が、ログインする際には「ID（ユーザー名）」、「パスワード」が必要となります。これらは弊社が発行いたします。電子申請を希望される方は、まずは弊社へご連絡ください。

なお、構造図書などの申請書の一部だけを当該システムを利用して、事前申請等で弊社へご提出頂いても、全体としては書面申請として扱われます。正式な申請時には、改めて図書一式を揃えて申請して頂く必要がありますのでご注意ください。

Q5：電子署名は必要ないですか？

→ 従来は押印に代わりデータ上の押印として必要でしたが、令和3年1月1日から、申請データに氏名又は名称を記録する措置でも申請可能になりました。

Q6：電子申請手続きの流れはどのようになりますか？

→ 従来の窓口申請の場合と基本的な手続きの流れは同じです。消防同意を要するかどうかで若干の違いがありますのでご確認ください。また、登録時には別途、登録時画面等の流れ（概要）を送付させていただきますのでご参照ください。

なお、要消防同意建物等の場合、別途、副本（構造図書を除いても可）と消防用の書面を弊社にご提出（郵送等可）頂きます。

Q7：申請手数料は変わりますか？

→ 書面による申請と同じです。なお、令和3年4月1日から手数料の一部が改訂されましたのでご注意ください。（口座振込は、依頼者名に受付番号（120……等）をご記入し、確認済証交付前に振込手数料ご負担で振り込み、振り込み日をご記入の上、FAXにてご連絡下さい。（099-295-0932）

Q8：確認済証等はデータで交付されないのですか？

→ 確認済証、検査済証等は電子化が認められていないため、従来通り紙での交付となります。（軽微な変更届等は電子化対応予定）その際、消防同意用としてご提出頂いた副本の添付図書を返却いたします。（不要の場合は、弊社で処分いたしますのでご相談ください。）これらについて、郵送（別途、送料が必要）をご希望の方はご相談ください。

なお、電子申請における副本の添付図書につきましては、原則として、「受取フォルダ」に確認番号を付して掲示致しますので、交付日以降一か月以内にお受け取り下さい。1か月経過後は削除させていただきますので予めご了承ください。

Q9：ID とパスワードの違いは何ですか？

→ 例えると、「ID」は、他人と識別するための住所や名前で、「パスワード」は鍵や暗証番号のような役割と言えます。弊社にご相談頂ければ変更が可能です。（関連：Q11）

Q10：パスワードの桁数でセキュリティ性能が違ってきますか？

→ 少し古い情報で恐縮ですが、2008年時点で、パスワード文字数別の総当たり攻撃（順に文字を変えて試す方法）による解読時間は4桁でわずか3秒、8桁で約17日、10桁で約32年となるということです。

Q11：御社のセキュリティ対策はどのようなものですか？

→ サイバー攻撃に対して、強固なファイアウォール機能等の「入口対策」と大切な情報を攻撃者に渡さない「出口対策」を持つUTM（統合脅威管理）機能を備えています。

正しくご利用いただく範囲内ではきちんとセキュリティシステムによって情報は守られます。しかし、個別に設定しているセキュリティシステムの範囲外でアップロードしたりフォルダを作成したりすると、十分に情報を守ることができません。ご注意ください（後述のイメージ図をご確認の上、正しくご利用ください）。

Q12：要消防同意建物等とはどのようなものですか？

→ 消防同意の対象は、以下の一つ以上に該当する場合です。(法第 93 条)

- ① 防火地域と準防火地域の区域内にあるもの、
- ② 一戸建ての住宅でないもの、
- ③ 一戸建ての住宅で、住宅以外の用途部分が延べ面積の 1/2 以上、または 50 m² を超えるもの。

(※ ①以外の地域の増築・改築・移転で、床面積合計が 10 m²以内の場合は申請不要)

Q13：会社のパソコンが Mac ですが、ログインできますか？

→ ご利用頂くには、あらかじめお使いのパソコンに Microsoft.NET Framework ver.4.6.1 以降をインストールして頂く必要があります。現時点では、Mac には対応しておりませんのでご了承ください。

Q11：イメージ図

